

## ■ TYPE-MOON様管理のキャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2026 [冬] にて申請をご希望された、(有)ノーツ (TYPE-MOON) 様が管理するキャラクターにつきまして、下記のとおり申請ガイドラインが規定・提示されております。

内容をご確認のうえ、必ず遵守くださいますようお願いいたします。

TYPE-MOONの著作物を元に制作された造形物等の作品(以下、該当作品という。)につきまして、下記の通りガイドラインを設けさせていただいております。

### ■ 内容に対する規定

弊社ガイドラインをご理解いただき、当日の会場に限定した販売であれば、TYPE-MOONより内容に対しての規制を行う事はありません。現在、商業ベースでの制作・販売に制限のある「原作イメージを損なう恐れのあるもの」「18禁要素を含むもの」等につきましても、基本的に制作・販売していただけます。

※ ただし、「Fate/Samurai Remnant」については、

- ・ 「原作イメージを損なう恐れのあるもの」「18禁要素を含むもの」
- ・ 『Fate/Samurai Remnant』の公式イラストをモチーフにしたフィギュア(ポーズや構図が同じ物)は「禁止」とさせていただきます。

※ また、TYPE-MOON側で問題があると判断した場合には、お断りさせていただきます事があります。

### ■ サンプルに対する規定

イベント当日に提出していただくサンプル数は以下の通りです。

- ・ 商品(キット)サンプル: 不要
- ・ 完成品サンプル: ロイヤリティが発生する場合は「1個必要」
- ・ 完成品画像データ: 4アングル(全身を前・後・俯瞰から写したもの+任意のアングル)を各1枚(計4枚) 完成品サンプルの提出数は申請時に明記してください(再販作品はサンプル提出不要)。

### ■ 販売数量に対する規定

下記のいずれかに該当する場合、全ての該当作品に関して、4%のロイヤリティを徴収させていただきます。該当すると思われるディーラー様は、申請時にその旨明記して下さい。

- ・ 1回のイベントにおける全該当作品の販売予定数を合計したものが300個以上の場合
- ・ 一該当作品の当日著作権許諾を開始後のイベントから、累計での販売予定数が100個以上となった場(例: 前回のイベント時の販売予定数が90個で、今回の販売予定数が10個の場合、累計数となる100個分のロイヤリティをお支払いいただきます)

また、一度ロイヤリティが発生したディーラー様は「ロイヤリティディーラー様」として次回以降の販売分にもロイヤリティが発生します。

- ・ 非ロイヤリティディーラー様→ロイヤリティディーラー様  
ロイヤリティディーラー様になったイベントで、出展されている全該当作品の累計総数に対して発生
- ・ ロイヤリティディーラー様  
今回申請された全該当作品の販売予定数に対して発生。

※ 累計数については各イベント(WF、トレジャーフェスタ等)毎の累計になります。

※ TYPE-MOON側で必要と判断した場合につきましても、同様にロイヤリティをお支払いいただく事があります。

※ 該当するにも関わらず申請いただけなかった場合には、販売を停止させていただくこともございますので、ご注意ください。

### ■ 販売数量規定に当てはまらないディーラー様について

申請に伴う事務手数料として、販売予定数1個につき「10円」を徴収させていただきます。

※ 販売数量規定に該当する場合には、事務手数料をお支払いいただく必要はありません。

### ■ 証紙の取り扱いについて

申請いただいた販売予定数分の証紙を発行いたします。該当作品に貼り付けてご使用ください。

※ 余った証紙につきましては、イベント終了後主催者にて回収しますので、指定の窓口に返却してください。

上記内容をご確認頂き、各事項をご検討ください。また、本申請時に、今回提出できる完成品サンプル数をメールにて実行委員会(wf-license@kaiyodo.net)までご連絡ください。

また、申請を行われる方は、上記に加え(有)ノーツ様HPに「著作権について」の内容もあわせてご確認、ご順守ください(<http://typemoon.com/copyright>)。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※ この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。